

## 工事請負契約の締結に際しての留意事項

三田市水道事業と工事請負契約を締結しようとする方は、公共事業の重要性を考慮のうえ、関係法令等を遵守するとともに、次の事項に留意してください。

- 1 下請施工を必要とするものにあつては、できるかぎり三田市内業者に発注するとともに、建設資材の購入等についても市内業者を用いてください。ただし、当該工事の入札に参加した業者（三田市内に本社、本店のある企業で一般競争入札により執行された工事請負契約は除く。）及び指名停止中の業者には下請け発注をしないでください。
- 2 三田市水道事業発注の請負工事施工にともなう建設廃材等の運搬・処理にかかる廃棄物処理許可業者については、できるかぎり三田市内の業者を用いてください。
- 3 下請代金の決定、支払い条件の決定等下請との関係において、建設業法第24条の3（下請代金の支払い）、第24条の4（検査及び引渡し）、第24条の6（特定建設業者の下請代金の支払期日等）の規定、ならびに「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月、建設省）に沿って、合理的な元請・下請関係の確立に努めてください。
- 4 下請については、建設業法第22条により、「一括して他人に請け負わせ又は請け負ってはならない」こととなっていることから、下請の選定にあつてはこのことを考慮のうえ対処し、元請人は工事全体の施工体制について常に十分な把握をしてください。また下請にかかる工事の施工に関し、下請人等の保護及び指導等その対応に元請負人として十分な配慮をしてください。
- 5 三田市水道事業が発注する工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず、建設業法第24条の8の規定により、工事現場ごとに施工体制台帳を作成し備え置くとともに、施工体系図の掲示をお願いします。  
なお、施工体制台帳及び施工体系図については、その写しを監督員に提出してください。
- 6 三田市水道事業が発注する工事には、すべて建設業退職金共済組合の掛金相当額が諸経費の中に積算されており、発注工事について共済証紙の購入状況を確認する必要があることから、契約締結後速やかに金融機関で発行された掛金収納書を提出してください。また、工事の一部を下請業者に施工させる場合は、下請代金に応じた共済証紙を下請業者に交付するとともに、下請業者が建設業退職金共済組合に未加入のときは、元請業者から当該下請業者が建設業退職金共済組合に加入されるよう指導してください。
- 7 特定建設業者の方が、三田市水道事業から請け負った工事のうち、5千万円（建築一式工事の場合は8千万円）以上を下請契約して工事を施工する場合には、建設業法第26条第2項の規定に基づき、監理技術者を選任し建設工事の適正な施工を確保してください。
- 8 公共性のある重要な工事で請負金額が4千5百万円以上（建築一式の場合は9千万円以上）の場合は建設業法第26条第3項の規定に基づき、主任技術者や監理技術者は専任でなければなりません。
- 9 主任（監理）技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であることから、届出に際しては技術者本人の健康保険被保険者証の写し等の雇用関係が証明できるものを添付してください。
- 10 現場代理人及び主任（監理）技術者の工期途中での交代は原則行うことができません。
- 11 ダンプ規制法の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を促進してください。